

公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を長崎県諫早市に置く。

(目的)

第3条 協会は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥検査に関する事業及び食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者等の食品衛生思想の普及に関する事業を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 食鳥検査に関する事業

- ①食鳥処理場における食鳥検査
- ②食鳥検査員の技術研修
- ③食鳥肉の衛生に関する指導及び調査研究

(2) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長崎県の区域内において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 協会の公告は、電子公告により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産及び理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産)

第7条 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産は、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(財産の維持管理及び運用)

第8条 財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 協会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を経て、行政庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、定例評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 理事長は、第1項各号に定める書類について、その事業年度終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金）

第11条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

（義務の負担及び権利の放棄）

第12条 収支予算で定めるものを除き、協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

（事業年度）

第13条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員

（定数）

第14条 協会に、評議員4名以上9名以内を置く。

（評議員の欠格事由）

第15条 次に掲げる者は、協会の評議員となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する犯罪又は刑罰若しくは第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益法人認定法第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する犯罪又は刑罰若しくはハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（選任及び解任）

第16条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ハ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の地位の喪失）

第18条 協会の評議員は、第15条各号に該当するに至ったとき、直ちに協会の評議員としての地位を喪失する。

（報酬等）

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を執行するために要する経費を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第4章 評議員会

（構成）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 計算書類等の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定例評議員会は、毎事業年度終了後、3ヵ月以内で開催する。

3 臨時評議員会は、必要の都度開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第25条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第27条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規程)

第30条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議を経て別に定める。

第5章 役員

(種類及び定数)

第31条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上9名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の欠格事由)

第32条 次に掲げる者は、協会の理事又は監事となることができない。

(1) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する犯罪又は刑罰若しくは第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益法人認定法第6条第1号に該当する者

(4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する犯罪又は刑罰若しくはハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の地位の喪失)

第37条 協会の役員は、第32条各号に該当するに至ったとき、直ちに協会の役員としての地位を喪失する。

(解任)

第38条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第39条 非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

2 常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事には、その職務を執行するために要する経費を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第42条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度原則として6月及び3月に開催する。

3 臨時理事会は、必要の都度開催する。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選により選出された理事がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第47条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該

提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第48条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第50条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任については変更することができない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の多数による決議により、第3条に規定する目的並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任について、変更することができる。

3 前2項の変更を行ったときは遅滞なく、法令に基づきその旨を行政庁に申請又は届け出なければならない。

(解散)

第52条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第53条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 協会が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第55条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(帳簿及び書類の備え置き)

第56条 協会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 評議員会及び理事会の議事録
- (7) 貸借対照表
- (8) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (9) 財産目録
- (10) 事業報告書
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の理事長は、石橋和正とする。
- 4 協会の最初の専務理事は、阿部省三とする。

附 則

この定款は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。